

アスファルト混合物事前審査制度に基づく アスファルト混合物試験依頼の手引き

(混 合 物 認 定)

1. 試験の概要

- ・アスファルト混合物事前審査要領P. 2より、
(認定の流れ)

第7条 事前審査による認定の流れは次による。

- 一 審査の申請
- 二 審査用書類及び供試体等の提出
- 三 混合所での立会による審査（以下、「立会審査」という）

四 混合物の確認試験 ← 指定試験機関

[(公財) 岐阜県建設研究センター アスファルト合材試験室が実施する部分]

- 五 審査及び合否判定
- 六 認定書の発行

2. 試験依頼の手続き

(1) 受付日、受付時間、休業日

- ・受付日 月曜日 ～ 金曜日
- ・受付時間 (午前) 8:30 ～ 12:00
(午後) 13:00 ～ 16:00

※ 効率的な試験を行うため、出来る限り午前中の手続きをお願いします。

- ・休業日 土、日曜日、祝日、年末年始、試験機器調整日（年3回：5月、8月、12月）

(2) 試験に必要な提出書類等

- ① アスファルト混合物試験依頼書（以下、「依頼書」という）
- ② 事前審査の認定を求める混合物（供試体、等）

以上、①～②を合わせて、当試験室窓口に提出してください。

(3) 依頼書様式

- ・依頼書様式は、
 - ① 電子データ様式（Excel版）：(公財) 岐阜県建設研究センターのHPからダウンロードしてください。
- ・作成する依頼書は、
 - ① 電子データ様式（Excel版）：2枚作成（センター控、依頼者控）し、供試体持込

の当日、窓口へ提出してください。

- 依頼書の作成については、P.4 「4.アスファルト混合物試験依頼書記入方法」を参考にしてください。

(4) 試験手数料及び振込方法

- 試験手数料は、試験結果と同時に請求書をお送りしますので、内容確認の上、当センターの口座に振込をお願いします。
なお、振込については、請求書到着後一ヶ月以内をお願いします。
- 振込口座は、以下のとおりです。

〈振込先〉 十六銀行 県民ふれあい会館出張所 普通預金 NO.1030543
公益財団法人 岐阜県建設研究センター

(5) 試験結果、試験後のコアの取扱い

- 試験結果は、試験後、申請者及び事前審査事務局宛てに郵送の手続きをします。
なお、事前審査事務局への試験結果については、原本のコピーとなります。
- 試験後のコアについては、当試験室が処分します。

3. (1) 問合せ先

公益財団法人 岐阜県建設研究センター

アスファルト合材試験室

〒509-0109

岐阜県各務原市テクノプラザ4丁目14番地

岐阜県総合建設技術会館内

TEL 058-370-3885

FAX 058-379-0587

※ 当試験室の場所については、P3. [周辺地図] を参考にしてください。

[周辺地図]



4. アスファルト混合物試験依頼書記入方法

記入項目	記入内容
依頼日	・供試体持込日を記入してください。
依頼者 (送り先)	・混合所番号・会社名・混合所名・郵便番号・住所・混合所代表者名・試験担当者名・TEL、FAX番号を記入してください。 ※ 試験結果の送り先になりますので、正確に記入してください。
試験の種類	・以下の ①アスファルト混合物事前審査制度 立会審査 ② // 立入調査 どちらかを選択し、左端に○を付けてください。
期別等	・立会審査は年間、 5月期、8月期、11月期、2月期認定の4回。 ・立入調査は年間、 第1回、第2回、第3回、第4回の4回。 以上から、該当するものを記入してください。
申請混合物 区分	・認定を求める混合物が、更新物か新規物か確認して記入してください。 (該当するものに○を付けてください。) また、更新、新規物両方の場合には、両方に○を付けてください。
試験項目	・試験項目に従い試験数量を入力してください。試験費用が表示されます。
受付印	・供試体持込の当日、当センターの受付印を押印します。なお、枠左上段のプルダウンメニューから、各「センター控」[依頼者控]を選択し、依頼書を2種類作成してください。